

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO. 1 2023年9月13日 発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

### 「申」第14号の業務委員会開催！！

地本は本日「申」第14号・台風2号の影響による通勤及び勤務扱い等に関する申し入れについて、会社の回答を受け議論しました。

内容は、以下のとおりです。

1. 会社が出勤を命じているため、出勤後、乗務するまでの時間は労働時間とすること。

回答：出勤後、乗務する可能性を考慮し待機を支持した時間については労働時間としている。一方、その必要がなく労外を指示した時間については指揮命令下になく、休憩を与えているものであるからこれを労働時間として措置する考えはない。

2. 明けの社員は、出勤者（待機要員）が確保でき次第帰宅させること。

回答：業務上の必要があれば、非番の社員を問わず待機を命ずることはある。

3. タクシーなど、通常の通勤経路ではない方法で出勤を命じて「出勤時刻に間に合わなければ出勤遅延だ」と言った職場があり、言語道断である。当該社員に謝罪し、二度とこのような言動はしないこと。

回答：原則として、予見できない公共交通機関の遅延等によって勤務開始時刻に遅れた場合は障害休暇となる。これは箇所長等が通常の通勤経路と異なる方法で出勤を命じた場合も同様である。一方で、計画運休等の事前に出勤が困難になることが予見できる場合に出勤時刻に間に合わなかった場合には、出勤遅延になるため注意喚起を行ったものである。

4. タクシーにより通勤（出退勤）となった場合に備え、支社内の全タクシー会社と「後払」の契約を結び、「未収証」の取り扱いとし、会社が精算すること。

回答：会社の指示に基づきタクシーを利用した場合は、取得した領収書に基づきその料金は事後に会社から支給している。支社管内のタクシー会社は数が多く、貴側が要望する後払い契約は現実的ではないため、後払いの扱いをする考えはない。

5. 浜松運輸区では、最寄り駅で待機し列車運転再開後（15時ごろ）に列車に乗るよう指示を受けた社員がいるが、他区ではタクシー・バスでの出勤を指示している。出勤に対する取り扱いが統一されていない。「2022年10月18日付申第6号」において申し入れてあるが、会社回答は「作成するつもりはない」と主張し、結果、再度各運輸区の対応が異なり混乱を来し、何ら教訓化されていないことが浮き彫りになった。統一対応されていないことを再認識し申し入れた通り、「災害時社員対応マニュアル」を作成し、支社内の各運輸区の取り扱いを統一すること。

回答：非現業より勤務上の注意点は各現業機関へ周知しており、各箇所で適切に対応していると承知している。したがって個別の事象に対してマニュアルを作成する考えはない。

## \* 主な議論

組合：1の回答だが、列車が動いていないのにもかかわらず、何故早く出勤する必要があるのか？

会社：その時の運行状況を見て判断している。

組合：労働時間と労働外時間の指定が曖昧である。現場の指示ははっきりしているのか？

会社：現場で指示はしている。基本的には出勤時刻に来るものである。

組合：休憩時間と労働時間が曖昧だ。休憩時間に入る指示はしているのか？

会社：的確に指示している。何時まで休憩ですと指定している。

組合：近頃の自然災害は予想を超えるものとなっている。会社として先をよみ旅客にご迷惑をお掛けすることがないようにすべきである。そのために計画運休を早急に決定すべきである。それにより必要外の社員の呼び出しもなく現場も混乱しない。

会社：計画運休はトレンドになっている。今後も適切に判断していく。

組合：4について、タクシー会社はそれほど多いのか？

会社：101社ある。貴側の要求は現実的ではない。ましてや相手が契約を結ぶかわからない。今まで会社がタクシー出勤を指示して当該社員からお金がないと言われたことはない。

組合：大手のタクシー会社数社と契約できないか？

会社：貴側の意見として承っておく。

組合：5について区所によって変わるのか？

会社：変わる。まずは出面の確保を考えている、したがって区の状態によって変わる。

組合：新幹線が先に動いた場合、会社の指示により新幹線出勤する場合、EXICで出勤してもいいのか？

会社：社用EXならよい。

組合：購入券EXは使ってもいいのか？

会社：支払い事由を書いてもらう必要がある。

以上